

厚生科学審議会感染症部会
匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会の設置について（案）

令和 5 年 12 月〇日
厚生科学審議会感染症部会決定

1. 設置の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報を第三者に提供することができること、提供を行う場合には、他の所定のデータベースの匿名情報と匿名感染症関連情報とを連結して利用することができる状態で提供することができること、また第三者への提供に当たっては、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くこととされた。

このため、匿名感染症関連情報の第三者への提供の可否等について専門的観点から審査を行うため、当該規定により厚生科学審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための小委員会として、厚生科学審議会感染症部会に「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置する。

2. 小委員会の所掌事務

小委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）以下の事項に係る審査

①匿名感染症関連情報の提供の可否

②提供された匿名感染症関連情報を用いた研究における結果の公表の可否

（2）その他匿名感染症関連情報の利活用に伴う事項の実施

3. 委員

（1）小委員会の委員は公衆衛生学、法学、医療関連情報等の利活用、倫理及びこれらの関連分野の専門的知見を有する者から選定する。

（2）委員長は感染症部会長の指名によるものとする。

- (3) 委員長は副委員長を指名できる。
- (4) 委員長は必要に応じて参考人を招致することができる。

4. 運営等

- (1) 小委員会は、原則として、年に4回開催する。
- (2) 小委員会の議事は原則公開とするが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合については、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 小委員会の議決は、感染症部会長が感染症部会における追加の審査が必要と認めた案件を除き、感染症部会長の同意を得て、感染症部会の議決とすることができる。なお、感染症部会長が感染症部会における追加の審査が必要と認めた案件については、感染症部会で審議することとする。
- (4) 小委員会の検討の結果については、感染症部会に年次の報告を行う。
- (5) 小委員会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課において行う。
- (6) その他小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。